

# 標準引越運送約款

平成 年十一月二十日 運輸局告示 第五百七十七号  
景教改正 令和七年三月十九日 国土交通省告示 第九二二号

## 目次

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 見積り (第三条)
- 第三章 運送の引受け (第四条・第五条)
- 第四章 荷物の受取 (第六条 - 第八条)
- 第五章 荷物の引渡 (第九条 - 第十二条)
- 第六章 指図 (第十三条・第十四条)
- 第七章 事故 (第十五条 - 第十七条)
- 第八章 運賃等 (第十八条 - 第二十一条)
- 第九章 責任 (第二十二条 - 第二十九条)

## 第一章 総則

### 第一条 (目的)

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業により行つた引越運送及びこれに附帯する業務に、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業等移転又は店舗が提供する特定の容器を用いて定期で行つた運送であつてこの約款に準じない旨をあらかじめ告知した場合は、適用されません。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりします。

3 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みがなされたことがあります。

### 第二条 (適用範囲)

第二条 当店は、受付日時を定め、店舗に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載し、又は当店のウェブサイト掲載し、前項の受付日時を要する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店舗に掲示し、又は当店のウェブサイト掲載し、

## 第二章 見積り

### 第三条 (見積り)

第三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」といふ。)(二)について、算算(以下「見積り」といふ。))を行います。

2 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に送ります。

- 一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
  - 二 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
  - 三 荷物の受取日時及び引渡日
  - 四 発送地及び引渡地の地名、地番及び連絡先電話番号
  - 五 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
  - 六 解約手数料の額
  - 七 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
  - 八 その他見積りに関し必要な事項
- 9 その他見積りに関し必要な事項
- 3 前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷取り作業、開梱作業等に応じた運賃等の内容に反してわがわが記載します。
- 4 見積りは請求しません。ただし、発送地又は引渡地において下見を行った場合は限り、下見を行った費用を請求することがあります。この場合は、見積りを行う前日の前日の業務終了後、電話又はメールにて下見の旨を通知し、下見を待たなければなりません。
- 5 当店は、見積りの際に入金、手付金等、前項ただし書の規定による見積り費用を除く( )を請求しません。
- 6 当店は、見積りに関して申込者に対して、この約款を提示します。
- 7 当店は、見積りに記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積りの記載内容の変更の有無等について確認を行います。

## 第三章 運送の引受け

### 第四条 (引越運送)

第四条 当店は、次の各号の一に該当する場合は、引越運送の引受けを拒絶するものとします。

- 一 運送の申込みがこの約款に準じないものであること
  - 二 運送に適する設備がないこと
  - 三 運送期間に申込者から特別の負担を求められたこと
  - 四 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること
  - 五 天災その他やむを得ない事由があること
- 2 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶するものとします。
- 一 火災、有価証券、宝具貴金属、預貯金簿、キャッシュカード、印鑑等荷受人において携帯するもの
  - 二 危険物その他の危険物、不潔な物、他の荷物の損害を及ぼす恐れのあるもの
  - 三 動物物、ピアノ、美術品、貴重品等運送に当たって特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することに適さないもの
  - 四 申込者が第八条第一項の規定による種類の及性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意をしないもの

第五条 当店は、荷受人の利益を書ししない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関で連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行つた運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

## 第四章 荷物の受取

### 第六条 (荷物の受取を怠る)

第六条 当店は、見積りに記載した受取日時に荷物を受け取ります。

第七条 荷受人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適する適切な荷役をしなければなりません。

2 当店は、荷物の荷取りが運送に適さないときは、荷受人に対し必要な荷取りを要求し、又は荷受人の負担により必要な荷取りを行います。

3 前二項の規定にかかわらず、当店は荷受人からの申込みに応じて、荷受人の負担により必要な措置を行います。

第八条 当店は、荷物を受け取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品、第四条各号第一号及び第三号に掲げるものを除く( )、壊れやすいもの、パソコン等の電子機器を含む、第二十四条第一項において同じ( )、変換若しくは開封しやすいもの等運送に特段の注意を要するものを有無を問わずに種類及び性質を申告することを荷受人に求めます。

2 当店は、前項の場合において、その種類及び性質を申告する荷受人が告げたことに疑いがあるときは、荷受人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検し、検査し、検査結果を通知します。

3 当店は、前項の規定により点検した場合は、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したとことと異なるときは、このために行つた措置を賠償します。

4 前項の規定により点検した場合は、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担となります。

## 第五章 荷物の引渡し

### 第七条 (荷物の引渡を怠る)

第七条 当店は、見積りに記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷受人又は荷受人に対して通知します。

第八条 荷受人は、荷物の引渡に引渡日に引渡先不在のある場合は、あらかじめ荷受人に対し、荷受人に代わつて荷物を受取取る者(以下「代理受取人」といふ。)( )の氏名及び連絡先の申告を求めます。

2 荷受人が見積りに記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

第九条 当店は、荷受人又は代理受取人(以下「荷受人等」といふ。))を確認することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、運賃なく荷受人に対し、相当の期間を定めて荷物の処分につき指図を求めます。

2 前項の規定する指図の請求及びその指図に従つて行つた処分による費用は荷受人の負担となります。

第十条 当店は、相当の期間内に前条第一項(規定する指図がないときは、荷物を倉庫管理業者に委託し又は供託若しくは競売の行つた)があります。

2 前項の規定による処分を行ったときは、運賃なくその旨を荷受人又は荷受人に対して通知します。

3 第一項の規定による処分による費用は、荷受人の負担となります。

4 当店は、第一項の規定により競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足分を請求し、荷受人への支払を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

5 第一項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

6 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

7 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

8 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

9 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

10 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

11 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

12 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

13 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

14 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

15 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

16 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

17 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

18 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

19 前項の規定にかかわらず、当店は運賃率上の支障が生ずるおそれがあるときは、前条第一項の規定による荷受人への指図に代わつて、あらかじめ指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

6 当店は、前項の規定により指図に代わつて、運賃率を請求し、余額があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

7 当店は、荷物の一部が滅失又は損傷を発生したときは、荷受人の指図を求めずに運送を続行した上で、運賃なくその旨を荷受人に通知します。

第八条 当店は、荷物が危険物等他の荷物の損害を及ぼすおそれがあるときは、これを運送の途上で知つたときは、荷物の取卸しその他の運送上の措置を防止するための処分をします。

2 前項に規定する処分による費用は、荷受人の負担となります。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、運賃なくその旨を荷受人に通知します。

第九条 当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に關し、証明の請求があつたときは、荷物を引き渡した日(滅失のときは見積りに記載した引渡日)から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

## 第八章 運賃等

### 第十条 (運賃及び料金)

第十条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店別に定め金運賃表によりします。

2 運賃及び料金を並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店舗に掲示し、又は店舗に掲示せずとも、当店のウェブサイトに掲載し、

3 当店は、申込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を收受します。

4 前項ただし書の場合は、次の各号に基づき、

- 一 運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 発送地及び引渡地の地名、地番及び連絡先電話番号
- 三 運賃等の合計額(ひきその内訳)(運賃等の内訳)の内容(二)区分してわかりやすく記載します。
- 四 当店の名称、住所、電話番号及び問い合わせ窓口電話番号
- 五 その他運賃等の收受に關し必要な事項

3 前項の規定に於いて所要の修正を行います。

4 前項ただし書の場において、変更が生じた場合は、実際に要する運賃等の合計額が見積りに記載した運賃等の合計額と異なることとなつた場合は修正については、次の各号に基づき、

- 一 実際に要する運賃等の合計額が見積りに記載した運賃等(以下「見積り額」といふ。)( )の合計額より少ない場合、実際に要する運賃等の合計額及びその内容を修正します。
- 二 実際に要する運賃等の合計額が見積り額を超えた場合、荷受人の責任による事由により見積り額等の算出の基礎に變化が生じたに限り、実際に要する運賃等の合計額及びその内容を修正します。

5 当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後、荷受人等から運賃等を收受することを認めることがあります。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用します。

第十一条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

2 当店は、第十五条第一項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分による運賃、料金その他の費用を收受します。

3 当店は、荷物の一部が滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合は、運賃等の全額を收受します。

4 当店は、第十五条第一項に規定する荷物の全部の滅失又は遅延に關し、証明の請求があつたときは、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合は、当該事故が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合を限り、当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

5 第一項、第二項及び第四項の場合において、当店が既にその荷物について運賃等の全部又は一部を收受している場合には、第一項、第二項又は第四項の規定により当店が收受するべき金額に充当し、余額があるときは払い戻します。

第十二条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

2 当店は、第十五条第一項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分による運賃、料金その他の費用を收受します。

3 当店は、荷物の一部が滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合は、運賃等の全額を收受します。

4 当店は、第十五条第一項に規定する荷物の全部の滅失又は遅延に關し、証明の請求があつたときは、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合は、当該事故が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合を限り、当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

5 第一項、第二項及び第四項の場合において、当店が既にその荷物について運賃等の全部又は一部を收受している場合には、第一項、第二項又は第四項の規定により当店が收受するべき金額に充当し、余額があるときは払い戻します。

第十三条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

2 当店は、第十五条第一項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分による運賃、料金その他の費用を收受します。

3 当店は、荷物の一部が滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合は、運賃等の全額を收受します。

4 第一項ただし書の場合は、前項の費用の收受について準用します。

第十四条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

2 当店は、第十五条第一項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分による運賃、料金その他の費用を收受します。

3 当店は、荷物の一部が滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合は、運賃等の全額を收受します。

4 第一項ただし書の場合は、前項の費用の收受について準用します。

第十五条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

2 当店は、第十五条第一項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分による運賃、料金その他の費用を收受します。

3 当店は、荷物の一部が滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合は、運賃等の全額を收受します。

4 第一項ただし書の場合は、前項の費用の收受について準用します。

第十六条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

2 当店は、第十五条第一項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分による運賃、料金その他の費用を收受します。

3 当店は、荷物の一部が滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合は、運賃等の全額を收受します。

4 第一項ただし書の場合は、前項の費用の收受について準用します。

第十七条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

2 当店は、第十五条第一項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分による運賃、料金その他の費用を收受します。

3 当店は、荷物の一部が滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合は、運賃等の全額を收受します。

4 第一項ただし書の場合は、前項の費用の收受について準用します。

第十八条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

2 当店は、第十五条第一項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分による運賃、料金その他の費用を收受します。

3 当店は、荷物の一部が滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合は、運賃等の全額を收受します。

4 第一項ただし書の場合は、前項の費用の收受について準用します。

第十九条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

2 当店は、第十五条第一項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分による運賃、料金その他の費用を收受します。

3 当店は、荷物の一部が滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合は、運賃等の全額を收受します。

4 第一項ただし書の場合は、前項の費用の收受について準用します。

第二十条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

2 当店は、第十五条第一項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分による運賃、料金その他の費用を收受します。

3 当店は、荷物の一部が滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合は、運賃等の全額を收受します。

4 第一項ただし書の場合は、前項の費用の收受について準用します。

第二十一条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

2 当店は、第十五条第一項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分による運賃、料金その他の費用を收受します。

3 当店は、荷物の一部が滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合は、運賃等の全額を收受します。

4 第一項ただし書の場合は、前項の費用の收受について準用します。

第二十二条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分による運賃、料金その他の費用を收受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を收受します。

2 当店は、第十五条第一項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分による運賃、料金その他の費用を收受します。